

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の 運用ガイドライン

令和2年7月9日

(令和2年8月19日改正)
(令和2年11月24日改正)
(令和3年3月25日改正)
(令和3年12月7日改正)
(令和4年4月15日改正)

危機管理部 危機管理防災課

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の運用ガイドライン

目 次

はじめに	1
条例の構成	2
1 条例制定の意義等	
(1) どうしてこの条例が必要と考えたのか	3
(2) この条例の及ぶ範囲と特措法との関係	4
2 条例による感染症対策の手続き	
(1) 条例による本部の設置	5
(2) 基本的方針	6
(3) 専門家等からの意見聴取	6
(4) 県議会への報告	6
3 対策	
(1) 感染症対策	8
(2) 協力の求め	8
4 県民の皆様への支援	17
5 互いに配慮し支え合う長野県へ	18
6 条例の見直し	19
終わりに	19
県議会の審議の中で議論された事項	20
長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例	25

はじめに

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19に限る。以下同じ。）及び将来起こりうる同様の感染症への対策について、あらかじめ、基本的な考え方や手続きを明確にすることによって、県民の皆様と共通の認識により感染症対策に当たるため、令和2年6月県議会定例会での審議を経て、制定されました。

感染症対策には、県民の皆様の理解と協力が不可欠です。

本運用ガイドラインは、この条例の制定の背景や運用に当たっての考え方などをできる限り県民の皆様と共有して、一丸となって感染症対策を推進することを目的として作成したものです。

（参考）危機管理建設委員会 附帯決議

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の施行に当たっては、次の事項について、十分配慮すること。

- 1 まん延を防止するために協力を求める時期や経済的な支援のあり方等、議会の審議の中で明らかにされた事項について整理し、対策に反映するとともに、あらかじめ、県民に分かりやすく示すこと。
- 2 第5条第2項に規定する「検査及び調査に関する体制の充実」により、確実かつ迅速に検査を実施するとともに、クラスター発生に対し、的確に対応できる体制を構築すること。

条例の構成

第1条 目的 第2条 定義	この条例の目的及び対象とする感染症について定めています。
第3条 条例対策本部の 設置	条例に基づく県対策本部の設置及びその事務等について定めています。 なお、政府対策本部が設置されている場合は、特措法に基づき、県対策本部を設置します。
第4条 基本の方針の 策定	県対策本部は、感染症対策の実施に当たって基本の方針を策定します。
第5条 感染症対策の 実施等	県が実施する感染症対策全般について定めています。 三密回避の情報提供や「新しい生活様式」に沿った行動への呼びかけなどについて定めています。
第6条 協力の求め等 (新型コロナウイルス 感染症対策に限る。)	感染症のまん延を防止するために、 ① 居宅等から不要不急の外出をしないこと ② 基本の方針で定める施設の管理者・当該施設を使用する催物開催者に対し、当該施設の使用制限、催物の開催制限その他の措置を講ずるよう検討すること について、協力を求めることとします。 なお、特措法により対策が可能な場合は、特措法に基づき行うこととなります。
第7条 県民等に 対する支援	県は、感染症により生活又は経済活動に影響を受ける県民等に対し、幅広い支援を行います。
第8条 意見の聴取	協力の求めなどを行うときは、あらかじめ、学識経験者等の意見を必ず聴くこととします。
第9条 議会への報告	県対策本部を設置することとしたとき、基本の方針を策定することとしたとき、協力の求めを行うこととしたときなどには、速やかに議会へ報告します。
第10条 患者等への 配慮	患者及び医療関係者等、何人に対しても、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならないことを呼びかけています。
附則 条例の見直し	この条例の施行後2年以内を目途に、感染症に関する新たな知見や感染症のまん延の状況などについて検討を加え、必要があれば条例の見直しを行います。

1 条例制定の意義等

(1) どうしてこの条例が必要と考えたのか

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、これまで県では、県民や事業者の皆様、国や市町村をはじめとした関係機関とともに、県民の皆様への命と健康を守るため、最善を尽くしてきました。新型コロナウイルス感染症については、今もって判明していないことも多く、これまでの県の対応の成果や課題等について、詳細な検証を行うには時間が必要です。一方で、これまでの本県や全国の対応から既に見えてきた課題もあります。

感染症対策は県民・事業者の皆様に大きな影響を及ぼすものです。誰がどのような権限に基づき、どのような時、どのような措置を行うのかということについて、第2波がいつ来るか分からない中、できるだけ早く基本的な考え方や手続きを整備し、県民の皆様と共通した認識のもと、一丸となって対応することが重要と考え、この条例を制定するに至りました。

本条例制定の意義は、大きく以下の4点と考えています。

1. 感染症対策は、県民・事業者の皆様に対して大きな影響を与えるものです。したがって本来、できる限り法律や条例の明確な規定に基づき、適正な手続きのもとで行われることを原則とすべきと考えています。
2. 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対応は、県民の皆様と協力して進めていくことが重要です。そのため、県としての一定の考え方、基本的な枠組みをお示しすることにより、県民の皆様は今後どのような対応がとられるかという予見可能性を持っていただくことで、共通の認識のもとで対策を進めていくことが可能となります。
3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、全国一律の法律であることから、地域の実情に沿った対応をとるための規定が十分に備わっていない場合があります。例えば、県外からの観光客が多い本県では、新型コロナウイルス感染症対策として、特措法によらない地域の実情を踏まえ、観光・宿泊施設に対して休業の検討の協力依頼を独自に行ってきました。こうした対策についても、他の休業要請等と同様に、その根拠をできるだけ明示的に規定しておくことが望ましいと考えます。

4. 残念なことに、今回の新型コロナウイルス感染症への対応においては、患者、事業者、医療関係者の皆様に対して、様々な差別的取扱いや誹謗中傷が見受けられました。感染症に協力して対応していかなければいけない中で、県民の皆様の絆が断ち切られてしまうことがないように、差別的取扱いを行ってはならないこと等についても定めることが必要だと考えています。

(2) この条例の及ぶ範囲と特措法との関係

新型コロナウイルス感染症に対しては、特措法に基づき、各種の対策を講ずることとなります。この点は、新型コロナウイルス感染症と特措法の対象となるその他の感染症（新型インフルエンザなど）は共通です。

したがって、この条例は、新型コロナウイルス感染症のほか新型インフルエンザなど将来起こりうる同様の感染症への対策についても対象としたうえで、県にとって必要となるこれら感染症への対策や手続きなどのうち特措法に定められていないものについて定めることとしました。

なお、条例第6条に規定する「協力の求め」については、後述するとおり今回の新型コロナウイルス感染症対策のみに限定して適用することとしており、特措法と条例の適用関係は下図のとおりとなります。

(条例第6条の規定の適用関係)

区 分	外出自粛	特措法に定める 施設使用停止 催物の停止	観光・ 宿泊施設への 休業検討※
特措法による 対策本部設置時	法 (要請)	法 (要請)	条例 (検討協力の求め)
条例による 対策本部設置時	条例 (協力の求め)	条例 (検討協力の求め)	条例 (検討協力の求め)

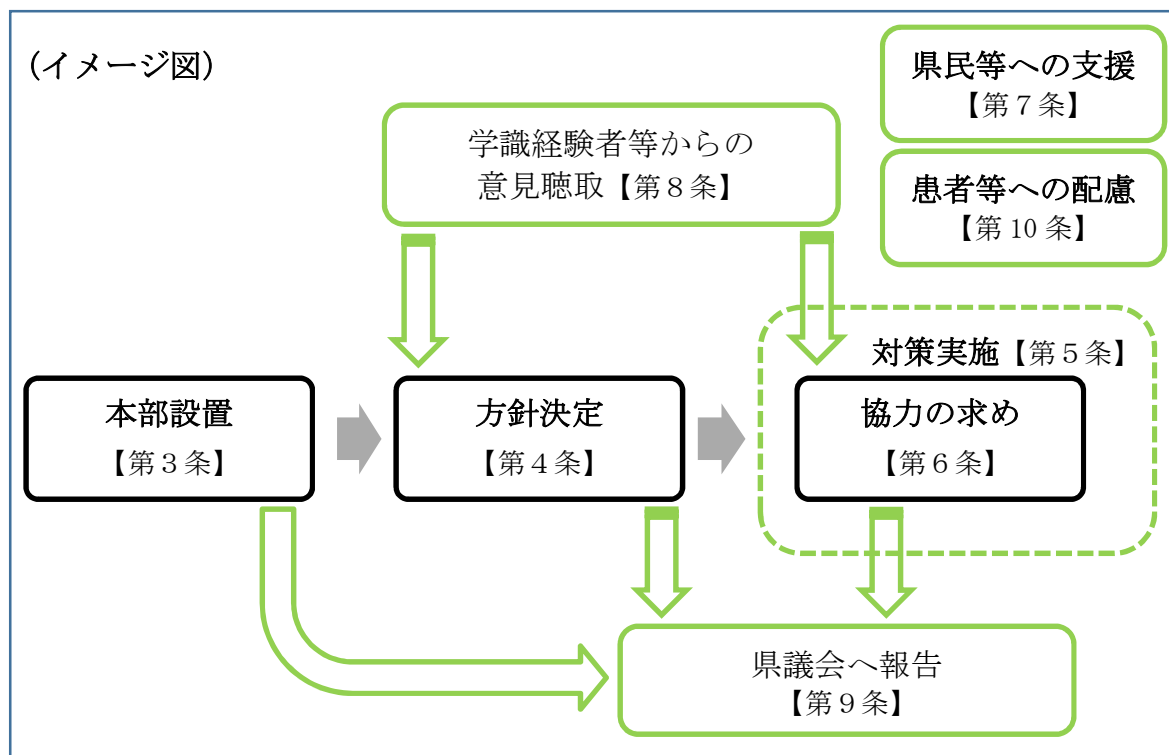
※「休業」とは、施設の使用制限や停止、催物の開催の制限や停止などとして、休業、時間短縮営業、入場制限等の措置を講ずることをいいます。(本運用ガイドラインにおいて同じ。)

2 条例による感染症対策の手続き

次のイメージ図に示した手続きにより感染症対策を講じます。

方針決定や対策実施の前には、必ず市町村長の代表者や学識経験者から意見聴取を行うことで、専門的な見地を踏まえた対策を可能とします。

また、本部を設置することとしたとき、方針を決定（変更）することとしたとき、対策を講ずることとしたときは速やかに県議会へ報告することとします。



(1) 条例による本部の設置【第3条】

特措法に規定する政府対策本部が設置されていない場合は、県は、特措法に基づく県対策本部を設置することも、特措法による対策を講ずることもできません。

県では、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、令和2年1月29日に要綱による県対策本部を設置するとともに、同日に電話相談窓口を設置、同年2月25日に感染症への今後の対応方針を策定するなど、早めの対応を行ってきたところです。

この間、北海道が独自の緊急事態宣言を出し、外出自粛要請をした事例などもあり、今後とも政府対策本部が設置されていなくても、一定の対応が必要となる場合があると考えられます。

そのため、条例により対策本部を設置できることとしました。これにより、政府対策本部が設置される前や政府対策本部が廃止された後、県独自の理由

により感染症対策を継続する場合や県の区域において突発的に感染症がまん延する場合に、法令に基づいて県独自で対策本部を設置することが可能となります。

(2) 基本の方針【第4条】

基本の方針とは、感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の強化等の個別の感染防止策について整理したもので、県対策本部で定めます。

なお、この条例は基本的な枠組みを定めるものであり、個別の感染防止策はこの基本の方針に位置付けていきます。

これまで新型コロナウイルス感染症に関して策定してきた方針のうち基本の方針に該当するものは、

- ・ 「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」(R2. 2. 25 第4回長野県新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症・長野県の基本的対処方針」(R2. 3. 31 第2回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部決定)

※R3. 11. 25 第41回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部において対応方針に統合。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県における緊急事態措置等」(R2. 4. 17 第6回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部決定)等になります。

(3) 学識経験者等からの意見聴取【第8条】

感染症対策に専門的な知見を反映させることを目的として、基本の方針の策定(変更)、特措法の規定による措置等や第6条の規定による協力の求めを行う際には、

- ・ 市町村の長を代表する者(市長会会長及び町村会会長を想定)、
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者(医療関係者、法律・経済関係者を想定)

から必ず意見を聴取することとしました。

(4) 県議会への報告【第9条】

感染症対策は、県民に及ぼす影響が幅広いことから、

- ・ 県対策本部を設置し、又は廃止することとした場合
- ・ 基本の方針を策定し、又は変更することとした場合

- ・ 要請等を行うこととした場合は、速やかに県議会へ報告することとしています。

3 対策

(1) 感染症対策【第5条】

県では、新型コロナウイルス感染症等への対策として、①施策の実施の周知や感染防止策に係る情報提供、②医療提供体制の強化等、③感染防止のための県民の皆様への協力依頼を実施します。

新型コロナウイルス感染症については、次のように対応しています。

①については、基本の方針に基づく施策を周知し、感染防止策に係る情報提供を行うこととしています。

②については、医療提供体制の強化、検査及び調査に関する体制の充実、必要な物資又は資材の備蓄その他必要な対策を進めていきます。こうした取組により、確実かつ迅速に検査を実施するとともに、クラスター発生に対し、的確に対応できる体制を構築していきます。

③については、感染防止策を講ずるよう協力を求めることができることとしています。手洗い等基本的な感染症対策の徹底をお願いすることや新型コロナウイルスと共存のための行動変容（いわゆる「新しい生活様式」に沿った行動）の呼びかけなどを行います。

(2) 協力の求め（新型コロナウイルス感染症対策に限って実施します。）

【第6条】

この条例や特措法に基づく様々な協力の求めをいつ行うかについては、感染症の性質（感染力や致死率など）や医療提供体制の状況等を勘案して、最善の内容を最善のタイミングで行うことが重要と考えています。

感染症の性質は、必ずしも一様ではなく、全ての感染症に同じ対策を取ることが適当ではない場合も考えられるため、条例第6条は新型コロナウイルス感染症対策のみに限定して適用することとしています。

新型コロナウイルス感染症に関しては、専門家懇談会の意見も聴取した上で、「感染警戒レベル」を長野県独自に設定しています（13ページの（参考）を参照）が、少なくとも「レベル5」（特別警報Ⅱ発出時）に達するなど、感染が顕著に拡大しており、不要不急の外出や多数の者が利用する施設の利用を極力少なくする必要がある場合を想定しており、それ以外の場合に外出自粛や施設の使用停止等の検討の協力の求めを行うことは想定していません。

① 条例第6条第1項による「検討の協力の求め」を行う考え方

～ どんな時、誰に求めるのか ～ 【第6条第1項】

概ね、次の条件を満たすとき休業等の検討の協力を求めることがあります。

どんな時

- ・ 県内の感染警戒レベルが少なくとも「レベル5」（特別警報Ⅱ）に達するなど感染が顕著に拡大している状態や、医療特別警報・医療非常事態宣言を発出するなど医療提供体制のひっ迫が懸念される状態である場合など、人の移動を極力少なくする必要があるとき

又は

- ・ 多くの都道府県が特措法に基づく緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域に指定される又は都道府県独自の緊急事態宣言等が発出するなど、広範な地域でまん延が進んでおり本県との人の往来を極力少なくする必要があるとき

誰に

- ・ 観光・宿泊施設など人の往来を誘発させる施設を管理する者

感染拡大初期の本県における主要な対策は、県外との人の往来をどう抑制するかにかかっています。そのため、県内の状況だけではなく、県外の状況についても評価分析し、時期と対象者を慎重に見極めることが必要であると考えています。

対策実施の時期については、全国に緊急事態宣言が発出され、各都道府県において県境をまたいだ往来の自粛が呼びかけられている場合（第1波の観光・宿泊事業者に対する休業の検討の協力依頼と基本的に同様の場合）が典型です。それ以外の場合としては、本県との人の往来が比較的盛んな南関東の1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）及び隣接の県（愛知県、岐阜県、富山県、新潟県、群馬県、山梨県、静岡県、埼玉県（再掲））の多くの地域が特措法に基づく緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域に指定される又は都道府県独自の緊急事態宣言等が発出するなど、顕著な感染の拡大が認められるような場合などが考えられます。

もとより、こうした場合に至るまでの間も、県としての観光キャンペーンの中止や、予約延期を宿泊施設等が行う際の支援、感染拡大地域からの

誘客中止の事業者へのお願い、県外との往来自粛（特措法第24条第9項、条例第6条第2項第1号）などにより、観光目的の往来抑制について段階的に取り組むこととします。

② 特措法及び条例第6条第2項に基づく要請等を行う考え方

～ どんな時、誰に求めるのか ～ 【第6条第2項】

概ね、次の条件を満たすとき外出自粛や休業等の検討の協力を求めることがあります。

どんな時

- ・ 政府対策本部が設置されていない場合（※）であって、県内の感染警戒レベルが少なくとも「レベル5」（特別警報Ⅱ）に達するなど、感染が顕著に拡大している状態や、医療特別警報・医療非常事態宣言を発出するなど医療提供体制のひっ迫が懸念される状態である場合など、不要不急の外出や多数の者が利用する施設の利用を極力少なくする必要があるとき

（※ 政府対策本部が設置されているときは、特措法の措置に基づき対応します。）

誰に

- ・ （外出自粛の協力） 県民・来県者
- ・ （休業等の検討の協力） 特措法第45条第2項により休業要請を行うことができる者

条例第6条第2項第2号の協力の求めについては、特措法第45条第2項により休業要請を行うことができる者に対して行うものです。

特措法第5条や条例第6条第3項により要請等は必要最小限のものとするのが求められていることから、こうした状況に該当する地域における要請等を行うにあたっては、市町村単位等で区域を限定することなども含め、学識経験者等の意見を聴取し、時期及び対象となる区域、業種等を慎重に検討します。

③ 条例第6条第1項の「人の往来を誘発させる施設」とは

第1波における県独自の休業の検討の協力依頼の対象施設は、以下のとおりであり、今後の協力の求めに当たっては、こうした施設を参考として必要最小限のものとなるよう検討します。

◇ 観光・宿泊施設等（主として観光客を対象とする施設）

- (a) ホテル・旅館（不要不急の旅行観光による感染拡大を防ぐため、人の往来を最小限にするよう主として観光目的の観光・宿泊施設を対象としました。ビジネス利用については、適切な感染防止策を徹底するよう要請した上で営業できることとしました。）
- (b) 簡易宿所（山小屋を含む。）、民泊施設
- (c) テーマパーク
- (d) 遊園地
- (e) ゴルフ場
- (f) 体験施設（陶芸、ガラス工芸、キャンプ場など）
- (g) 日帰り温泉施設

◇ 集会・展示施設

（主として観光客を対象とする施設、延床面積1,000㎡以下を含む。）

- (a) 文化ホール（文化会館）
- (b) 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園

(参考)

「感染警戒レベル」とは

県として独自に定めた発生段階の区分（感染警戒レベル）であり、県内の感染状況を見定めるため、「圏域（広域圏）の感染警戒レベル」の基準により、専門家の意見を聴き感染状況を総合的に勘案し定めるものです。

【感染警戒レベル】

レベル	アラート	状態
1	—	陽性者の発生が落ち着いている状態
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態
4	特別警報Ⅰ	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態
5	特別警報Ⅱ	感染が顕著に拡大している状態
圏域の感染警戒レベル6	まん延防止等重点措置公示 (特措法に基づく)	特定の区域において国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態
全圏域の感染警戒レベル6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態

- 圏域ごとの感染警戒レベルの引上げは、要件①「直近1週間の新規陽性者数」、要件②「感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断（濃厚接触者が不特定の事例、集団発生、多数の感染経路が不明の事例など）」を満たす場合に行うことを原則とし、要件②による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行います。

レベル4及びレベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、一部地域での対策強化及び市町村単位でのレベルの引上げをすることがあります。

なお、政府からまん延防止等重点措置の公示がされ、知事が特定の区域に指定した市町村又は指定した市町村が属する圏域についてはレベル6とし、政府から本県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、全ての圏域をレベル6とします。

【レベルの引上げの目安となる基準】

【圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件 1 直近 1 週間の新規陽性者数	要件 2 感染リスクの高い事例など発生例の 分析による感染拡大リスクの総合的 判断※
1	—	—
2	人口 10 万人当たり 15.0 人以上 (人口 10 万人以下の圏域においては陽性者 24 人以上)	①濃厚接触者が不特定の事例、②集団発生、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口 10 万人当たり 30.0 人以上 (人口 10 万人以下の圏域においては陽性者 47 人以上)	
4	人口 10 万人当たり 60.0 人以上 (人口 10 万人以下の圏域においては陽性者 94 人以上)	
5	人口 10 万人当たり 90.0 人以上 (人口 10 万人以下の圏域においては陽性者 140 人以上)	
6	(まん延防止等重点措置が公示され、特定区域となった場合) (緊急事態宣言)	

※ 濃厚接触者が不特定の事例又は集団発生には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例) ・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合

・店舗・施設等での関係者のうち陽性者が 5 名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

「医療アラート」とは

確保病床数に対する入院者・重症者の割合や、その他のモニタリング指標の状況を基準に、医療提供体制の負荷の状況に応じてアラートの発出を行うものです。

【医療アラートの発出基準】

アラート	医療提供体制への負荷の状態	要件1 確保病床使用率の目安※1	要件2 モニタリング指標 (下表2の指標)の 状況による総合的 判断
— (国レベル1相当)	通常体制		
医療警報 (国レベル2相当)	医療提供体制への負荷が拡大している状態	<ul style="list-style-type: none"> 入院者/確保病床数の割合 = 25%以上 又は 重症者/確保病床数の割合 ※2 = 20%以上 	継続的に悪化しており、今後医療提供体制のひっ迫が懸念されると認められる
医療特別警報 (国レベル2相当)	今後医療提供体制のひっ迫が見込まれる状態	<ul style="list-style-type: none"> 入院者/確保病床数の割合 = 35%以上 又は 重症者/確保病床数の割合 ※2 = 30%以上 	
医療非常事態宣言 (国レベル3相当)	医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	<ul style="list-style-type: none"> 入院者/確保病床数の割合 = 50%以上 又は 重症者/確保病床数の割合 ※2 = 40%以上 	

※1 軽症者の割合等を含めた医療提供体制の状況を総合的に勘案して柔軟に判断を行うものとする。

※2 確保病床数のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合

- 医療アラートの発出は、上記の表における要件1から要件2までをいずれも満たす場合に行うことを原則としています。
- 要件1として確保病床に対する入院者の割合、確保病床のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合などの病床使用率を基準とするほか、要件2は以下の「常にモニタリングする指標」の状況による総合的判断を基準としています。

【常にモニタリングする指標】

モニタリング指標
新規陽性者数及び新規陽性者数の今週先週比
高齢者新規陽性者数及び高齢者新規陽性者数の今週先週比
PCR検査陽性率 (陽性判明数の移動平均(過去7日間)/(陽性判明数+陰性判明数)の移動平均(過去7日間))
入院者数/確保病床数の割合 (確保病床に入院している者の数を確保病床数で除して得た割合)
重症者数/重症者用確保病床数の割合 (重症者用確保病床に入院している重症者の数を重症者用確保病床数で除して得た割合)
入院率 (入院者数を療養者数で除して得た割合)
人口10万人当たりの自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値
療養者数
重症者数
中等症者数
直近1週間の感染経路不明者の割合

詳細は、以下長野県公式ホームページをご確認ください。

(長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-sengen.html>

4 県民の皆様への支援【第7条】

感染症対策は、県民の皆様へ大きな影響を与えるものです。

そのため、県として、感染症により生活又は経済活動に影響を受ける県民及び事業者の皆様に対し、必要な措置を講ずることを明記しました。

支援の内容は、相談体制の充実や経済的な支援など幅広いものです。

今後、協力の求め（第6条）を行うに当たっては、その時々に応じた適切な措置を検討し、できる限りの支援に努めてまいります。

これまで、以下のような支援に取り組んでまいりました。

◇ 事業者の皆様向けの支援

- ・ 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金の支給
- ・ 飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金の支給
- ・ コロナ特別対応型持続化支援事業（国持続化補助金を拡充）の実施
- ・ 地域支え合い観光緊急事業（観光振興地域協働事業）支援金の支給
- ・ 県税の徴収猶予、申告期限の延長 等

◇ 個人の方向けの支援

- 休業・失業で生活資金に不安のある皆様への資金の貸付や支給
 - [主に休業された方] 緊急小口資金の貸付（特例貸付）
 - [主に失業された方] 総合支援資金の貸付（特例貸付）
- お住まい・家賃でお悩みの皆様への支援
 - [家賃を支給] 住居確保給付金の支給
 - [入居保証支援] 賃貸住宅の入居保証の支援
- お仕事をお探しの皆様向けの支援
 - 就職困難者のための就職サポート

※ 詳細は、以下長野県公式ホームページをご確認ください。

（事業者の皆様向け支援情報）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-support1.html>

（個人の方向け支援情報）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-support2.html>

5 互いに配慮し支え合う長野県へ【第10条】

非常に残念なことではありますが、新型コロナウイルス感染症に関連して、他者への敬意や思いやりを欠いた行動が全国各地で見受けられました。

＜具体例＞

- ・ 医療関係者に対する子どもの保育所登園拒否、タクシー乗車拒否
- ・ 海外からの帰国者に対する施設の利用禁止
- ・ 県外ナンバーの車に対する投石、幅寄せなどの嫌がらせ
- ・ 県外ナンバーの車の利用者に対する誹謗中傷
- ・ 感染者や家族を特定したインターネット上での匿名による誹謗中傷

不当な差別的取扱いや誹謗中傷は、未知のウイルスに対して恐怖や不安があり、それらから自分を守ろうという本能的な思いから発生します。

その結果、誹謗中傷などを受けたくないという気持ちから、感染症に感染している可能性があっても受診を控えたり、最前線でウイルスと闘っている医療関係者のモチベーションを下げたりと、感染症対策を進めていく上で支障が生ずる行動につながる恐れもあります。

このため、こうしたことについて、県民の皆様は改めて認識していただいた上で、一人ひとりが正確な情報に基づいて冷静に行動していただく必要があります。

県では、正確な情報の発信はもとより、著名人やスポーツ選手の協力も得ながら、様々な媒体を活用して人権尊重についての不断の啓発を行い、お互いに配慮し支え合い、県民が一丸となって感染症対策を進めていくことができるよう取り組んでまいります。

6 条例の見直し【附則第4項】

令和3年2月に特措法が改正されるまでは、新型コロナウイルス感染症について、特措法により対策を行うことができる期間は限定されていました（改正前の特措法附則第1条の2第1項）。

また、新型コロナウイルス感染症の治療薬やワクチンが開発された際には必要な対策が変更される可能性があります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の病原体の変異や新たな新型インフルエンザ等のまん延が起こる可能性も否定できません。

こうしたことから、この条例に基づく感染症対策のあり方については状況に応じた見直しの必要性が見込まれるため、施行後2年以内を目途として見直すこととしています。

終わりに

感染症対策は、県民一丸となって取り組むことにより、大きな対策効果が得られる一方で、県民生活に極めて大きな影響を与えてしまいます。

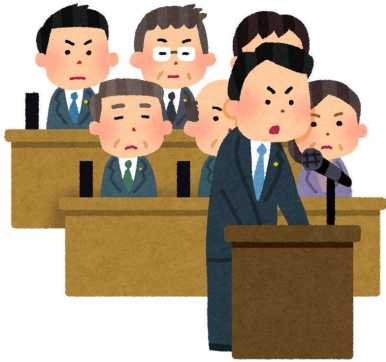
そのため、条例という形で、県として、どのような権限に基づき、どのような時、どういう措置を行うのかという基本的な枠組みをあらかじめお示しました。

今後とも、県民の皆様の命と健康を守るために、しっかりと対策を進めていくとともに、対策により影響を受ける皆様に寄り添った支援に努めてまいります。

県民の皆様の引き続きのご協力をお願いします。

県議会の審議の中で議論された事項

～ 条例制定の狙いは ～



この条例は、新型コロナウイルス感染症の第2波や将来発生し得る同様の感染症への対応を定めるものということですが、この条例を制定しようとする狙いは何ですか。

この条例は、これまで対策を実施する中で、見えてきた課題を踏まえ、特措法を補完する形で本県として必要な対応を行うためのものです。

また、県議会への御報告、あるいは、学識経験者等からの意見聴取なども含めて、条例として手続きを明確化し、県民の皆様と認識を共有した上で、今後の確な対応を図っていくため、基本的な枠組みを定めようというものです。

新型コロナウイルス感染症は、まだまだ対策を講じていかなければいけない状況です。

引き続き、医療検査体制の強化・充実をはじめとする、様々な対策をしっかりと講じていくことにより、感染症対策を着実に推進し、県民の皆様の命と健康を守るため全力で取り組んでまいります。



～ これまでの対策の効果は ～



これまでに県が取り組んだ対策の効果について検証しないのでしょうか。特に法令に基づかない措置として実施してきた対策の検証は行われたのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症については、依然として判明していないことも多くあります。これまでの対策の振り返りを行い、詳細な検証をしていくことが必要です。

しかし、第2波が全く予見できない中、できるだけ早く対応するための体制を備えておくことが必要です。

また、地域の実情に応じた対応などについて、特措法では必ずしも十分とはいえない面もあり、基本的な考え方や手続きについて条例により定め、これまでの対応で課題として捉えていることについて対処する必要があります。



《これまでの対応の振り返りから》

① 早期の対策による効果

特措法では、政府対策本部が設置されるまでは具体的な対策が取れません。北海道では、政府対策本部が設置される1か月前に独自の外出自粛要請を行い、これにより一時的にまん延が収束され、一定の効果があったと考えています。

② 地域の実情に応じた対策による効果

本県では、人の往来を制限、抑制していくという観点で、特措法で使用制限の対象とならない観光・宿泊施設に対する休業の検討の協力依頼を行い、その結果、5月の大型連休中の入込客を非常に少なく抑えることができました。

また、県からの協力依頼によって、宿泊施設の経営者からは、既に入っていて断りづらい予約を、断ることもできたとの声も伺っています。

～ 強制的に休業させることはあるのか ～



条例に基づき休業要請を行った場合、それに応じない事業者に対して、強制的に休業させることはあるのですか。

条例における様々な対策の基本は協力です。

県民、事業者の皆様のご理解と協力のもとで感染症対策を進めることが大変重要です。

「協力の求め」は、行政処分ではなく、協力に応じないことで不利益はなく、また、罰則もありません。従って、行政が強制的に休業させるようなことはありません。

第1波では、観光・宿泊施設に対して法に基づかない任意の休業の検討の協力依頼を行いました。積極的かつ自主的に、多くの施設にご協力をいただきました。

他方で「協力の求め」という強制力を伴わないものであっても、社会全体に大きな影響を及ぼす可能性が高いことから、条例に基づく措置として行うことが法治主義の観点から適当であると考えています。

なお、日本社会においては「同調圧力」が働きやすいともいわれていることから、検討の協力は任意であり、休業を行うか否かは事業者の主体的な判断にゆだねられていることを十分周知してまいります。

また、いわゆる「自粛警察」といわれるような行動は厳に慎んでいただくことが重要であり、営業している事業者等に対して、第10条により誹謗中傷を行わないよう求めているところです。



～ 支援を示した理由は ～



条例では感染症の影響を受けた県民や事業者に対し、経済的な支援を講ずるとしていますが、支援の程度は示さずに、支援の原則のみを示しているのは何故ですか。

感染症への対応は、県民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしうるものであることから、条例では、支援規定をあえて置いています。

条例第7条で「必要な措置を講ずるものとする」と規定していますが、これは行政に対して一定の義務付けをするものです。

支援の内容は、相談体制の充実や経済的な支援など、県が行う支援全体を指します。経済的な支援には直接的な現金給付のほか、各種キャンペーンや資金繰り支援など、生活支援や経済活性化に資する幅広い措置を含んでいます。

条例に支援の程度を示していないのは、その時々に応じた適切な支援の方法等の検討を必要とするためですが、できる限りの支援に努めてまいります。



～ 互いの立場が尊重される長野県に向けて ～



差別や偏見を根絶するために、県民の皆様とともに考える必要があると考えます。県の役割や今後の取組への思いをお聞かせください。

県の役割は、関係機関と連携して、正確な情報提供や教育、啓発を進めていくことです。

また一方で、県民の皆様がいたずらに不安を抱くことがないように、安心、安全を感じていただける政策を進めていくことも重要です。

人は一人では生きられない存在です。必ず誰かと支え合い、協力し合って社会生活を営んでいます。人権が尊重され、お互いの立場が尊重され、不当な差別のない社会を目指して取り組んでまいります。



○長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）

（目的）

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の基本となる事項、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置等について定めることにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）と相まって、新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止を図り、もって県民の生命及び健康を保護し、並びに県、県民、事業者等が協力して安全で安心な県民生活を維持することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

2 この条例において「新型コロナウイルス感染症等」とは、法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。

（条例対策本部の設置等）

第3条 知事は、県の区域において新型コロナウイルス感染症等のまん延のおそれがあると認めるときは、新型コロナウイルス感染症等に関する対策本部（以下「条例対策本部」という。）を設置するものとする。ただし、法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されているときは、この限りでない。

2 条例対策本部の長は、知事をもって充てる。

3 条例対策本部は、新型コロナウイルス感染症等に対する対策に関し、県が実施する施策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

4 知事は、法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたとき又は新型コロナウイルス感染症等のまん延のおそれがないと認められたときは、条例対策本部を廃止するものとする。

5 この条に定めるもののほか、条例対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(基本の方針の策定)

第4条 県対策本部（条例対策本部又は法第22条第1項に規定する都道府県対策本部をいう。以下同じ。）は、新型コロナウイルス感染症等に対する対策を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の強化等に係る基本の方針（以下「基本の方針」という。）を定めるものとする。

(感染症等に対する対策の実施等)

第5条 県は、県民、県の区域に滞在する者及び事業者（以下この条及び第10条において「県民等」という。）に対し、基本の方針に基づく新型コロナウイルス感染症等の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の実施について周知し、県民等が自ら感染を防止するための対策を適切に講ずることができるよう必要な情報提供に努めるものとする。

2 県は、県民が安全で安心な生活を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症等に関し、医療提供体制の強化、検査及び調査に関する体制の充実、必要な物資又は資材の備蓄その他必要な対策を実施するものとする。

3 県対策本部の長は、県民等に対し、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講ずるよう協力を求めることができる。

(まん延を防止するための協力の求め等)

第6条 県対策本部の長は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況並びに医療提供体制の状況を考慮して県対策本部の長が定める期間及び区域において、新型コロナウイルス感染症がまん延していると認められる地域との人の往来を誘発させる施設のうち基本の方針で定めるものを管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他基本の方針で定める措置を講ずることを検討するよう協力を求めることができる。

2 条例対策本部の長は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況並びに医療提供体制の状況を考慮して条例対策本部の長が定める期間及び区域において、次の各号に掲げる者に対し、当該各

号に定める協力を求めることができる。

- (1) 県民及び県の区域に滞在する者 生活の維持に必要な場合を除きこれらの者の居宅又はこれに相当する場所から不要不急の外出をしないことその他の新型コロナウイルス感染症のまん延の防止に必要な協力を行うこと。
 - (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下この号及び附則第3項において「政令」という。）第11条第1項（第15号を除く。）に規定する多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者 当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令第12条各号（第6号を除く。）に掲げる措置のうち基本の方針で定めるものを講ずることを検討するよう協力すること。
- 3 前2項の規定による協力の求めは、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要最小限のものでなければならない。

（県民及び事業者に対する措置）

第7条 県は、新型コロナウイルス感染症等により生活又は経済活動に影響を受ける県民及び事業者に対し、相談体制の充実、経済的な支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（基本の方針等についての意見の聴取）

第8条 県対策本部の長は、次に掲げる場合は、あらかじめ、市町村の長を代表する者及び新型コロナウイルス感染症等に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- (1) 基本の方針を策定し、又は変更する場合
- (2) 法第24条第9項に規定する要請、法第31条の4第6項、法第31条の6第1項若しくは第2項若しくは法第45条第1項若しくは第2項の規定による要請若しくは法第31条の6第3項若しくは法第45条第3項の規定による命令又は第6条第1項若しくは第2項の規定による協力の求め（次条第3号において「要請等」という。）を行う場合

（県対策本部の設置等の報告）

第9条 知事は、次に掲げる場合は、速やかに、その旨を議会に報告しなければならない。

- (1) 県対策本部を設置し、又は廃止することとした場合

(2) 基本の方針を策定し、又は変更することとした場合

(3) 要請等を行うこととした場合

(患者、医療関係者等への配慮)

第10条 県民等は、新型コロナウイルス感染症等の患者及びその家族、医療機関に勤務する者、県の区域に滞在する者、事業者をはじめ、何人に対しても、新型コロナウイルス感染症等により患していること又は患しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い又は^{ひぼう}誹謗中傷をしてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に県対策本部が定めている新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の強化等に係る方針等は、新型コロナウイルス感染症に関する第4条の規定により定められた基本の方針とみなす。

3 この条例の施行の際現に県対策本部が行っている政令第11条第1項に規定する多数の者が利用する施設以外の施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する当該施設の使用の制限その他の措置を講ずることを検討することへの協力の依頼は、第6条第1項の規定により行われた協力の求めとみなす。

(検討)

4 県は、この条例の施行後2年以内を目途として、関係法令の改廃の状況、医学医療の進歩の推移、新型コロナウイルス感染症等の発生及びまん延の状況、新型コロナウイルス感染症等の病原体の変異等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。